

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・国土調査法

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・測量法

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・道路法</p> <p>第8条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。</p> <p>2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p>3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。</p> <p>4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。</p> <p>5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百四十四条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。</p> <p>第9条 都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。</p> <p>第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。</p> <p>2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。</p> <p>3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・茅ヶ崎市道水路等の境界確定に関する規則

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・茅ヶ崎市道水路等の境界確定に関する規則

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 道路法・ 茅ヶ崎市財産の交換、譲渡、貸付等に関する条例

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・道路法</p> <p>第28条 道路管理者は、その管理する道路の台帳(以下本条において「道路台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 道路法</p> <p>第18条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者(指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所(以下「道路管理者の事務所」という。)において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。</p> <p>2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・都市計画法・道路法

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法 第90条第2項 普通財産である国有財産は、都道府県道又は市町村道の用に供する場合には、国有財産法第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該道路の道路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。 ・ 国有財産特別措置法 第5条第1項第5号 河川等(河川、湖沼その他の水流又は水面をいい、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用又は準用される河川及び下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)が適用される下水道を除く。以下この号において同じ。)又は道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)が適用される道路を除く。以下この号において同じ。)の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地(その土地の定着物を含む。)について、国が当該用途を廃止した場合において市町村が河川等又は道路の用に供するとき。 ・ 下水道法 第36条 普通財産である国有地は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する場合には、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	